

サブコンビネーション発明の侵害論

——ごみ貯蔵機器事件判決の侵害判断を概観して——

伊 原 友 己*

抄 録 損害論の判断で話題を呼んでいる知財高裁平成25年2月1日ごみ貯蔵機器事件大合議判決(平成24年(ネ)第10015号〔判時2179-36〕)は、いわゆるサブコンビネーション発明の特許権についての侵害を認めたものであって、その点でも興味深い判決であるため、侵害論の観点から概観してみたい。もっとも、侵害論については原判決をほぼそのまま引用しているため、もっぱら原判決(裁判所ホームページ)に着目することになる。なお、筆者はイ号物件を現認しておらず、イ号物件の構成の詳細や実際の機能(稼働状況)については不分明のため、本稿は原判決の技術的範囲論(属否論)の判断に対する大まかな感想を述べるにとどまることを予めお断りしておく(無効論についても別稿で検討がなされているので、必要な限度で触れるにとどめる)。そのうえで、本件で侵害と判断されたことについては、今ひとつ釈然としないものが残る。

目 次

- はじめに
- サブコンビネーション発明とは
- 本件発明
 - 1 構成要件
- イ号物件の構成
 - 1 当事者間に争いのない点
 - 2 争いのポイント
- 本件発明1に関する裁判所の判断
 - 1 構成要件の解釈
 - 2 意識的限定について
 - 3 属否に争いのある構成要件の充足性判断
- 特許無効の抗弁
 - 1 無効主張の概要
 - 2 乙14発明に基づく新規性欠如の主張
 - 3 裁判所の認定判断
- イ号物件が、公知技術を実施するものにすぎないという趣旨の被告の反論
 - 1 乙14文献に基づく主張
 - 2 裁判所の判断
- 間接侵害(101条2号)
- 本件における契約違反に基づく差止請求について

10. 若干の感想
 10. 1 サブコンビネーション発明に係る特許権侵害訴訟の最近の判決例
 10. 2 サブコンビネーション発明の創作性
 10. 3 本件のゴミ貯蔵カセット発明の創作性
 10. 4 イ号物件の構成
 10. 5 用途限定
 10. 6 公知技術の抗弁
 10. 7 間接侵害
11. おわりに

1. はじめに

本件は、使用済み紙おむつなどのゴミを捨てる際に用いるゴミ収容機器(紙おむつ処理ポット)の消耗品であるフィルムカセットに関する特許権等の侵害訴訟である。原告は、被告が輸入販売等をするイ号物件(カセット)は、原告製品のゴミ収容機器(紙おむつ処理ポット)にも交換カセットとして使用できるものであると

* 弁護士 Tomoki IHARA

して、当該カセットに関する発明の特許権（いわゆるサブコンビネーション発明に係る特許権）の直接侵害と、ゴミ収容機器という全体装置に係る発明についての間接侵害（特許法101条2号〔原判決の判断部分で「2項」とあるのは誤記と認める。〕）を主張していた。判決では、カセットに関する発明の特許権の直接侵害のみを認め、全体装置に係る特許権についての間接侵害の主張は退けている。

また、本件では原告から特許権侵害の主張とともに、意匠権侵害（意匠登録第1224008号「汚物入れ用カセット」）の主張もなされていたが、裁判所は登録意匠とイ号物件とは非類似であると判断し、その点に関する原告の主張を退けている（本稿では触れない）。

さらに、原告はわが国における販売代理店契約の終了後も被告がイ号物件を輸入販売していることは、契約が終了すれば原告の知的財産権の使用を中止しなければならないとした条項に違反するとして、契約に基づく輸入販売等の差止めも請求していたが、判決は、「本件特許権侵害に基づく差止請求が認容される以上、契約に基づく差止請求については判断するまでもない。」として判断を示していない。

ところで、知財高裁平成25年2月1日大合議判決（以下、「本件控訴審判決」などという。）は、侵害論については、無効論において僅かな修正をし、また被告がイ号物件の販売を中止しても、依然として差止めの必要がある旨を追加判断した点が異なる程度で、ほぼそのまま原判決（東京地裁平成23年12月26日判決〔平成21年（ワ）第44391号《本訴》、平成23年（ワ）第19340号《反訴》〕の認定判断を引用し、これを是認しているものであるから、原判決の侵害論についての判示事項は、そのまま知財高裁（大合議）の判示事項と考えてよい。

以下で、原判決の侵害論の判断部分（控訴審判決の判断部分ともいえる）を概観することと

し、そのうえで、最後に筆者の感想を添えてみたい。

なお、本稿においては、原判決の当事者の呼称に合わせて、特許権者を原告、相手方を被告と称することとする。

2. サブコンビネーション発明とは

2以上の装置を組み合わせてなる全体装置の発明や、2以上の工程を組み合わせてなる製造方法の発明をコンビネーション発明と称されることがあり、その組み合わせられた一方の装置や工程等の発明をサブコンビネーション発明と称されることがある（特許・実用新案審査基準第I部第1章2.2.4.2例4注記参照¹⁾）。特定構造のボルト、ナットがその例としてあげられる（その一方がサブコンビネーション発明である）。そして、そのそれぞれのクレームを、コンビネーション・クレームとか、サブコンビネーション・クレームなどと称される。さらに、プリンター等の装置本体に適合させて使用される消耗品であるインク等カートリッジに関する発明等を「カートリッジ発明」と称されることがあるが（特許庁が平成24年4月に公表した「装着すべき装置本体に関する記載により特定される物の発明（カートリッジ発明）に対する審査基準の適用について」参照）、これもサブコンビネーション発明に属するものといってよい。また、全体装置を一つのシステムとして、「システム発明」と称されることもあり²⁾、その場合でサブコンビネーション発明に相当する発明は、システムの構成部分（を構成する装置）の発明ということになる。

なお、コンビネーション発明は、上記のように定義されるものではあるが、そもそも機械装置というのは、それぞれある程度の独立性をもった装置や部材の集合体である場合が多く、また製造方法の発明も、経時的に複数の工程を経ていくものが多からうから、その意味において

は、コンビネーション発明やサブコンビネーション発明といっても、結構大括りな概念である。また、これらの概念は、もともとは一の出願行為に纏められるかという単一性の問題として語られることが多いようであるが、権利行使の局面から観察する場合、サブコンビネーションの一方だけが特許になっている場合や、全体装置の発明が特許になっていない場合において、その構成装置（構成部材）の発明をサブコンビネーション発明と称することが適当なのかということもある。このように、コンビネーション発明やサブコンビネーション発明といっても、その概念は必ずしも外延が明確なものではないように思われる。

3. 本件発明

3. 1 構成要件

(1) 本件特許権

原告は、次の特許権（以下「本件特許権」といい、本件特許権に係る特許を「本件特許」といい、本件特許に係る発明を「本件発明」という。）を有しており、下記のとおり分説される（分説の仕方について、当事者間で一致しておらず、判決では、当事者双方の分説符号を用いているが、本稿では原告の分説符号で紹介する。）。また本件で請求原因とされた請求項は2つである（カセット、つまりカートリッジ発明〔サブコンビネーション発明〕である請求項14と、全体装置の発明〔コンビネーション発明〕である請求項11）。

特許番号	第4402165号
発明の名称	ごみ貯蔵機器
出願日	平成21年6月5日
分割の表示	特願2006-536164の分割
原出願日	平成16年10月21日
優先日	平成15年10月23日
優先権主張国	英国

登録日 平成21年11月6日

(2) 請求項14（本件発明1）

本件で「本件発明1」と称されている発明であり、カセットの発明である。その構成要件は以下のとおりである。本件でその充足性について争われたのは、下記A、F及びGである（下線は筆者）。

- A ごみ貯蔵機器の上部に備えられた小室に設けられたごみ貯蔵カセット回転装置に係合され回転可能に据え付けるためのごみ貯蔵カセットであって、
- B 該ごみ貯蔵カセットは、略円柱状のコアを画定する内側壁と、
- C 外側壁と、
- D 前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、
- E 前記内側壁の上部から前記外部壁に向けて延出する延出部であって、使用時に前記ごみ貯蔵袋織りが前記延出部をこえて前記コア内へ引き出される延出部と、
- F 前記ごみ貯蔵カセットの支持・回転のために、前記ごみ貯蔵カセット回転装置と係合するように、前記外側壁から突出する構成と、を備え、
- G 前記ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り下げられるように構成された、ごみ貯蔵カセット。

(3) 請求項11（本件発明2）

本件で「本件発明2」と称されている発明であり、ごみ貯蔵機器という全体装置の発明である。その構成要件は以下のとおりである。

- H ごみ貯蔵機器の上部に設けられたごみ貯蔵カセットを受け入れる小室と、
- I 前記小室内で前記ごみ貯蔵カセットを回転させるために、前記小室内に回転可能に据え付けられ、前記ごみ貯蔵カセットに係合する

ように形成されたごみ貯蔵カセット回転装置と、を備えるごみ貯蔵機器であって、

- J 前記ごみ貯蔵カセット回転装置は、上部環
- K 該上部環から下方へ延びる円筒壁と、
- L 前記ごみ貯蔵カセットの回転のためにごみ貯蔵カセットを支持するための、該円筒壁の下部から内側へ突出するフランジと、を備え、
- M 前記ごみ貯蔵機器は、前記ごみ貯蔵カセット回転装置に係合・支持されるごみ貯蔵カセットをさらに備え、
- N 前記ごみ貯蔵カセットは、略円柱状のコアを画定する内側壁と、
- O 外側壁と、
- P 前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、を備え、
- Q 前記ごみ貯蔵カセットは、前記外側壁に設けられ、前記外側壁から突出し、前記小室内に設けられたごみ貯蔵カセット回転装置と係合するように備えられた構成を有し、
- R 前記ごみ貯蔵カセットは前記構成によってごみ貯蔵カセット回転装置の前記内側へ突出するフランジから吊り下げられるように構成された、ごみ貯蔵機器。

(4) 本件各発明を理解するために

原告（英国法人）から実施許諾を受け、輸入総代理店の立場でわが国において実施している企業のウェブサイト内にフィルムカセットの交換シーン等の動画も含め、原告製品（紙おむつ処理ポット）の紹介がなされている³⁾ので、本件発明の内容を理解するにはそれらを閲覧されるのがよい。

ポイントは、フィルムカセット（本件発明1の実施品）が、紙おむつ処理ポット（本件発明2の実施品）の上部に設けられている回転装置内にセットされ、回転装置の回転操作に伴ってフィルムカセットも同様に回転する点である。

4. イ号物件の構成

4. 1 当事者間に争いのない点

イ号物件が下記の構成を備えることについては、当事者間に争いはない（イ号物件は、本件発明1の構成要件B～Eを充足する。下線は、筆者。この構成要件は、充足性判断で重要な意味を持つ。）。

- a ごみ貯蔵容器の上部に取り付けるためのごみ貯蔵カセットであり、
- b ごみ貯蔵カセットは、
 - b-1 略円柱状のコアを画定する内側壁と、
 - b-2 外側壁と、
 - b-3 前記内側壁と前記外側壁との間に設けられたごみ貯蔵袋織りを入れる貯蔵部と、
 - b-4 前記内側壁の上部から前記外側壁に向けて延出する延出部であって、使用時に前記ごみ貯蔵袋織りが前記延出部をこえて前記コア内へ引き出される延出部と、
 - b-5 前記外側壁外周面の円周方向の等間隔の4箇所に欠け部を有する突出部と、を備える。

なお、裁判所ホームページで公開されている原判決にも控訴審判決にも、イ号物件目録が添付されておらず、また筆者は現物に接したわけでもないから、上記イ号構成b-5が、どのような形状・寸法であって、どのような形で容器本体部と係合し、可動するのかはよくわからない。

4. 2 争いのポイント

まず、前提として、ゴミ貯蔵機器（紙おむつ処理ポット）のタイプとして、容器本体上部に設けられているカセット回転装置（ドーナツ状のカセット内部に折りたたまれて収容されている長い筒状のゴミを包み込むフィルムがカセット外周部から引き出されて、ドーナツの穴の部分から下方にゴミと共に押し込まれ、その状態

で回転装置を手動で回転させるとフィルムが振られてゴミの上部位置で開口部が締められ、ゴミの悪臭をフィルム内に閉じ込めることができるというもの)等が存在するものと、存在しないもの(ゴミ収容バケツのようなタイプ)がある。そして、イ号物件は、そのどちらのタイプにも使用でき得るものである。

事実関係としては、被告は、原告との代理店契約に基づき、平成5年ころから、原告製のカセット回転装置を備えないゴミ貯蔵機器(「Mark I」と称される)及びこれに対応するカセットの販売を行い、平成11年ころから、同じく回転装置を備えない「Mark II」と称されるゴミ貯蔵機器と、これに対応するカセットの販売を行い、さらに平成18年から、カセット回転装置を備える構成の「Mark III」と称するゴミ貯蔵機器と、これに対応するカセットの販売をそれぞれ開始した。イ号物件は、「Mark I」、「Mark II」そして「Mark III」にも適用可能なフィルムカセットである。

そこで、本件発明1のカセットの構成要件である、「ゴミ貯蔵カセット回転装置に係合され回転可能に据え付けるためのゴミ貯蔵カセット」というような目的用途を指示した構成要件をどのように解釈するのかという点と関連して、原告は、イ号物件がフィルム回転装置付きのゴミ貯蔵機器(紙おむつ処理ポット)にも適合する以上、それらの構成を備えるものであると主張し、逆に被告は、イ号物件は、フィルム回転装置の存在しないゴミ貯蔵機器(紙おむつ処理ポット)にも適合する以上、目的用途が限定されるような構成は備えないと反論するものである。

5. 本件発明1に関する裁判所の判断

5.1 構成要件の解釈

原判決は、上記の構成要件の解釈につき、下

記のとおり判示した。

「本件明細書において、ゴミ貯蔵カセットは、ゴミ貯蔵カセット回転装置に係合して吊り下げられる構成が開示されていると認められる。しかしながら、他方、本件明細書においては、上記の構成のみに限定し、それ以外の用途に使用される構成を含むことを排除するような記載は特段存していないこと、回転装置が欠落したゴミ貯蔵機器にも適合することが本件発明1のごみ貯蔵カセットとしての技術的意義を損なうことをうかがわせるような記載は存在しないことからすると、本件発明1のごみ貯蔵カセットについては、ゴミ貯蔵カセット回転装置に係合して吊り下げられる構成ではあるが、かかる用途等に限定されるものではないと解するのが相当であり、このように解することが、本件明細書の記載にも整合するというべきである。したがって、本件明細書の記載によっても、本件発明1のごみ貯蔵カセットは、上記用途に限定されるものではないと解するのが相当」である。

5.2 意識的限定について

また、補正によりフィルム回転装置が欠落した装置に対して使用できるカセットは、意識的に除外したものであるという被告の反論については、原判決は、以下のとおり退けている(なお、引用においては、本件発明の構成要件の符号につき、原告主張の符号のみを引用する。以下同じ)。

「本件特許の出願経過によると、特許庁は、平成21年9月3日付け拒絶理由通知(乙25)により、本件特許の出願日前に頒布された特開2000-247401号公報(乙26)に係る発明である「フィルムカセットを受け入れる小室と、小室内でフィルムカセットを回転させるために、小室内に回転可能に据え付けられ、フィルムカセットに嵌合するように形成されたゴミ貯蔵カセット回転装置とを備え、フィルムカセット回転装置

はフィルムカセットの回転のためのフィルムカセットを支持する構成を備えた「ごみ貯蔵機器」を主引用例とし、同様に本件特許の出願日前に頒布された特開2002-226003号公報（乙21）、実開平07-028104号公報のCD-ROM（乙22）、米国特許出願公開2002/0162304号公報（乙20）に各記載された技術思想を適用すると、本件特許の請求項1～15に係る発明は、当業者が容易に発明することができた旨を通知したこと、これに対し、原告（出願人）は、特許庁に対し、同年10月2日付けで手続補正書（甲5）及び意見書（乙27）を提出し、本件発明1に係る請求項14のごみ貯蔵カセットについては、ごみ貯蔵機器の「上部に備えられた小室」に設けられたごみ貯蔵カセット回転装置に係合され回転可能に据え付けられ、ごみ貯蔵カセット回転装置から「吊り下げられるように構成された」（構成要件F）ものとしてその構成を補正し、意見書（乙27）においても、上記の引用例においては、上記補正後の構成の開示や示唆はないと述べたことがそれぞれ認められる。したがって、本件特許の出願当時の技術水準及び本件特許の出願経過によれば、本件発明1にかかるごみ貯蔵カセットは、ごみ貯蔵カセット回転装置と係合して据え付けられ、ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り下げられる構成として特定されたと認めるのが相当である。そして、他方において、上記の出願経過において、回転装置欠落ごみ貯蔵機器について特段の言及がないこと等からすると、原告（出願人）において、ごみ貯蔵カセットについて、補正により上記の構成とした以上に、回転装置欠落ごみ貯蔵機器に取り付けて使用することができるような構成のごみ貯蔵カセットを意識的に排除したと解することはできないというべきである。」

つまり、原判決は、本件発明1は、補正により、ごみ貯蔵カセット回転装置と係合して据え付けられ、ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り

下げられる構成として特定されたが、回転装置が存在しないごみ貯蔵機器に使用できるものは含まないという趣旨に理解できる原告の行動は認められないので、本件発明1は、回転装置の存在するタイプのみにも適合することが構成要件となっているものとはいえないとしたものである（回転装置付きのものに使用できる構成のものか否かという点だけが問題だということである。）。

5. 3 属否に争いのある構成要件の充足性判断

(1) 構成要件Aについて

原判決の判断は、以下のとおりである。

「イ号物件は、a ごみ貯蔵容器の上部に取り付けるためのごみ貯蔵カセットであり、b-5 外側壁外周面の円周方向の等間隔の4箇所に欠け部を有する突出部とを備えていること、イ号物件は、上部に備えられた小室にごみ貯蔵カセット回転装置が設けられたごみ貯蔵機器であるMarkⅢ本体に設置することができ、イ号物件の上記外側壁外周面に設けられた突出部において、ごみ貯蔵カセット回転装置と係合して回転可能に据え付けられていることが認められるから（甲40, 53, 55, 乙31, 弁論の全趣旨）、イ号物件は、構成要件Aを充足する。」

(2) 構成要件Fについて

原判決の判断は、以下のとおりである。

「イ号物件は、b-5 前記外側壁外周面の円周方向の等間隔の4箇所に欠け部を有する突出部とを備えており、当該突出部において、ごみ貯蔵カセット回転装置と係合し、ごみ貯蔵カセットが支持されるとともに、ごみ貯蔵カセット回転装置の回転とともに回転されること（甲40, 55, 弁論の全趣旨）が認められるから、イ号物件は、構成要件Fを充足する。」

(3) 構成要件Gについて

原判決の判断は、以下のとおりである。

「イ号物件は、当該突出部において、ごみ貯蔵カセット回転装置と係合し、ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り下げられるような状態になること（甲40, 55, 弁論の全趣旨）が認められるから、イ号物件は、構成要件Gを充足する。」

(4) 本件発明1の技術的範囲の属否

以上のとおり、原判決は、争いのある構成要件の充足性について、原告の主張を採用し、イ号物件は、本件発明1の構成要件A～Gのすべての構成要件を充足し、その技術的範囲に属していると判断した。

6. 特許無効の抗弁

6. 1 無効主張の概要

被告は、明確性要件違反（特36条6項2号）新規性欠如及び進歩性欠如の無効理由があり、本件発明1に係る特許は、無効となるべきものとの抗弁を提出したが、裁判所はいずれも採用せず、同特許に無効理由はないとした。

なお、被告は、本訴の請求原因になっている請求項も含め、別途無効審判請求（無効2010-800055）を行ったが、平成23年1月4日に無効不成立審決が出されたため、審決取消訴訟を提起し、同年10月11日付けで請求棄却判決が出されており（裁判所ホームページ）、原判決の口頭弁論終結日が平成23年7月12日（判決日が同年12月26日）であることに鑑みると、東京地裁は、知財高裁の有効性判断を待って判決をした模様である。

6. 2 乙14発明に基づく新規性欠如の主張

(1) 無効引用文献

ところで、侵害論との関連で筆者が注目しているのは乙第14号証（本件特許の出願日前であ

る平成15年7月24日に頒布された国際公開公報WO03/059748A2号及びこれに対応する公表特許公報2005-514295号（以下「乙14文献」、乙14発明などという。）に基づく無効主張である。

被告の主張によれば、乙14文献には、本件発明1におけるごみ貯蔵カセット回転装置との関係を明示する構成要件A、F及びGを除き、本件発明1の構成要件をすべて備えたごみ貯蔵カセットが開示されている。

6. 3 裁判所の認定判断

原判決の判断は、下記のとおりであり、実質的な相違点があり、本件発明1と乙14発明は同一ではないとする（乙14を主引例とする進歩性欠如の主張についても、相違点を埋める副引例等がなく、容易想到とはいえないというものである。）。

① 相違点1

本件発明1のごみ貯蔵カセットは、「小室に設けられたごみ貯蔵カセット回転装置に係合され回転可能」とされているのに対し、乙14発明のごみ貯蔵カセットは、「小室内に設けられた」 「ごみ貯蔵カセット回転装置に係合され回転可能」とされていない点

② 相違点2

本件発明1のごみ貯蔵カセットは、「前記ごみ貯蔵カセットの支持・回転のために、前記ごみ貯蔵カセット回転装置と係合するように」外側壁から突出する構成とされているのに対し、乙14発明のごみ貯蔵カセットは、ごみ貯蔵カセットの支持・回転のために、ごみ貯蔵カセット回転装置と係合するように構成されているものではない点

③ 相違点3

本件発明1のごみ貯蔵カセットは「前記ごみ貯蔵カセット回転装置から」吊り下げられるように構成されているが、乙14発明のごみ貯蔵カセットは、ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り

下げられるようには構成されていない点」

そして、続けて、原判決は、下記のとおり判示している。

「被告は、上記相違点1～3は、いずれもごみ貯蔵カセットとごみ貯蔵カセット回転装置との組合せ構造に関連するものであり、カセット自体の構造は実質的に同じである、また、両者は、カセットが吊下げ式に支持されるものであり、吊下げ支持する部材が、静止した容器であるのか、回転装置であるのかが相違するが、この相違はごみ貯蔵カセットの構造的な差異を決定づけるものとはならない、さらに、本件発明1においては、カセットと回転装置が相対回転せず、一体的な関係にあり、乙14文献におけるカセットと容器との関係と同じであるから、本件発明1と乙14発明は実質的に同じである等と主張する。

しかしながら、前記明確性違反の判断で述べたとおり、本件発明1におけるごみ貯蔵カセット回転装置に関する構成要件の記載は、ごみ貯蔵カセットの特定に関する事項ではあるものの、ごみ貯蔵カセットの設置位置及び状態等を表すことにより、ごみ貯蔵カセットの構成を特定しており、その特定に関する事項の相違が形式的な相違にすぎないとみることとはできず、本件発明1の内容に関わる実質的な相違点とみるべきである。また、カセットを支持する部材又はカセットに係合する部材が、ごみ貯蔵カセット回転装置であるのか、ごみ貯蔵機器本体であるのかという相違についても、上記のとおり、ごみ貯蔵カセット回転装置に関する構成要件の記載が、本件発明1の実質的な内容をなしていることからすると、上記相違を形式的な相違とみることとはできないというべきである。」

7. イ号物件が、公知技術を実施するものにすぎないという趣旨の被告の反論

7. 1 乙14文献に基づく主張

被告は、本訴において、次のとおり主張している。「仮に、原告が、ごみ貯蔵カセット回転装置と何ら関係なしに、回転装置欠落ごみ貯蔵機器に取り付けて使用することが可能な製品にまで本件発明1の技術的範囲を及ぼそうとすると、それは、公知技術をも本件発明1の技術的範囲に含める事態となり、権利行使できないものであるから、本件発明1の「ごみ貯蔵カセット」は、ごみ貯蔵カセット回転装置と必ず係合して回転可能に据え付けられることにより、ごみ貯蔵カセット回転装置から吊り下げられるという使用態様が必須であることが明らかである。」

7. 2 裁判所の判断

原判決は、上記被告の主張を次のとおり捉えたうえで、排斥している。

「(3) 被告は、本件発明1のごみ貯蔵カセットは、ごみ貯蔵カセット回転装置と必ずしも係合させることなく、回転装置欠落ごみ貯蔵機器に取り付けて使用することが可能なものについては、明確に除外しているところ、イ号物件は、乙14文献に係る公知技術に属するものであり、回転装置を備えているMarkⅢ本体のみならず、ごみ貯蔵カセット回転装置と必ずしも係合させることなく、回転装置欠落ごみ貯蔵機器であるMarkⅡ本体にも取り付けて使用できる製品であるから、本件発明1の技術的範囲に属しないと主張する。しかしながら、前記1のとおり、本件発明1のごみ貯蔵カセットについて、上記のような用途等に限定して解するのは相当ではないから、被告の主張は本件構成要件の解釈という前提において見解を異にしており、採用す

ることができない。

なお、被告の主張は、本件発明1の技術的範囲は、ゴミ貯蔵カセット回転装置から吊り下げられるような用途のゴミ貯蔵カセットに限定されるどころ、イ号物件は回転装置欠落ゴミ貯蔵機器にも使用されるのであるから、イ号物件を差止めの対象とすることは、公知技術の範囲についてまで権利行使を認めることになるから許されないとの趣旨とも解されるところ、被告は、本件特許発明1を実施しない用途、すなわちゴミ貯蔵用カセットをゴミ貯蔵機器に吊り下げて使用しないタイプのごみ貯蔵機器(MARKⅡ)に限定して製造販売しているわけではなく、むしろ、自ら積極的にゴミ貯蔵機器に吊り下げて使用するタイプのごみ貯蔵機器にも適合するものとしてイ号物件を製造販売しているのであり(甲1)、しかも、吊り下げて使用しないタイプの上記MARKⅡは平成18年には既にその販売が終了しているのであるから(前提となる事実、甲52)、イ号物件は、本件発明1に係る特許権を侵害するものとして、差止めの対象となるというべきである。また、損害賠償請求についても、上記事情及び後記のとおり損害賠償請求の期間が本件特許が設定登録された平成21年11月6日以後のことであって、MARKⅡが販売終了した時期から約3年を経過していることにかんがみれば、被告において、本件特許権成立後に製造販売されたイ号物件が吊り下げて使用しないタイプに使用された事実を具体的に主張立証しない限り、損害賠償義務を免れるものではないというべきである(被告は、MARKⅡが現在でも多数使用されているとし、その旨の従業員の陳述書(乙44)を提出しているが、それ以上の具体的主張立証はしていない。)

8. 間接侵害(101条2号)

イ号物件が本件発明2(全体装置発明)の間接侵害品であるとの原告主張に対して原判決

は、以下のとおり、101条2号にいう「その物の生産に用いる物」とはいえないと判示し、原告の主張を排している。

「原告製品(MARKⅢ・商品名ニオイ・クルルンポイ)の販売においては、原告製のごみ貯蔵機器とゴミ貯蔵カセットが一体として販売されている(甲6)。したがって、原告製品(MARKⅢ)用のごみ貯蔵カセットとしてイ号物件を購入する消費者は、一旦、原告製のごみ貯蔵機器と原告製ゴミ貯蔵カセットが一体となった商品(甲6によれば税込み価格8,400円)を購入した後、ゴミ貯蔵カセット部分の交換品としてイ号物件を購入することになる(甲1によれば、イ号製品3個入りパックの価格は2,700円、1個当たり900円である。)。したがって、この場合、イ号物件を購入した消費者は、特許実施品である原告製品MARKⅢを購入した後、そのうちの消耗品であるゴミ貯蔵カセットの部分をイ号物件に取り替えたことになる。このようなイ号物件の購入の態様、ゴミ貯蔵機器本体との価格比等に照らすと、消費者による取替えの品としてのイ号物件の設置によって、新たな特許実施品であるゴミ貯蔵機器が生産されたものとは認められないから、イ号物件は「その物の生産に用いる物」ということはできない。」

9. 本件における契約違反に基づく差止請求について

原告はわが国における販売代理店契約の終了後も被告がイ号物件を輸入販売していることは、契約が終了すれば原告の知的財産権の使用を中止しなければならないとした条項に違反するとして、契約に基づく輸入販売等の差止めも請求していたが(平成20年11月26日以前は、被告がわが国における原告製品の販売代理店であったが、販売代理店契約の更新がなされず、販売代理店契約は終了しているという事情がある。)、判決は、(侵害論についての判示は、原

判決であるが、控訴審においても引用されているため、控訴審の判示でもある。)では、「本件特許権侵害に基づく差止請求が認容される以上、契約に基づく差止請求については判断するまでもない。」として、判断を示していない。

10. 若干の感想

10. 1 サブコンビネーション発明に係る特許権侵害訴訟の最近の判決例

(1) インクタンク事件

サブコンビネーション発明の特許も、それ自体としての発明性(新規性, 進歩性)が要求されるのは当然のことであろう。コンビネーション発明(全体装置)が発明性を持つことと、それに組み合わされるサブコンビネーションの装置や工程に発明性が認められることとは別問題である。

サブコンビネーション発明の創作性が認められて、かつ被告のインクタンク販売行為等が当該特許権を侵害するものとされた先例として、キャノンのインクタンク(液体インク収納容器)の事件がある(以下「インクタンク事件」という)。事案は、プリンタ(記録装置)本体(のキャリッジ)へ消耗品であるインクタンクを交換搭載する場合、各色同形状のため交換時に一般ユーザーは誤搭載しがちであるため、インクタンクに発光部を設けて、プリンタ本体側に受光部を設けて、その光信号の検知により、誤搭載であることを知らしめ、正しく搭載させるといった技術のプリンタ本体側とインクタンク側の双方で構成される「液体インク供給システム」の特許権(コンビネーション発明に係る特許)と、そのようなプリンタ(記録装置)に搭載されるものとして特定される発光部や制御部を備えたインクタンク(液体インク収容容器)のサブコンビネーション発明に係る特許権を有する原告特許権者が、上記のような構成を備えるプ

リントにも、そのような構成を備えないプリンタにも搭載できるインクタンクを輸入販売する業者に対して輸入販売等の差止めを求めたものである。

これは、知財高裁平成23年2月8日判決(平成22年(ネ)第10063号特許権侵害差止請求控訴事件〔原審・東京地裁平成21年(ワ)第3529号〕と、知財高裁平成23年2月8日判決(平成22年(ネ)第10064号特許権侵害差止請求控訴事件〔原審・東京地裁平成21年(ワ)第3527号, 第3528号, 第3530号, 第3538号, 第3539号〕の各侵害訴訟判決(いずれも裁判所ホームページ)である。インクタンクの販売は、インクタンクのサブコンビネーション発明に係る特許権を直接侵害するとした。当該事件の原判決は、プリンタ本体とこれに搭載されるインクタンクのコンビネーション発明に係る特許権も間接侵害(特101条2号)に該当すると判断しているが、その控訴審である知財高裁の判決は、直接侵害の認定判断部分のみを引用し、間接侵害の判断部分は意図的に引用していないので、間接侵害の判示はない。

なお、この事件においては、インクタンクのサブコンビネーション発明に係る特許は、特許庁の無効審判段階で、いったん進歩性欠如の無効審決が出されたが、上記侵害控訴審判決と同日づけで、審決を取り消す旨の判決をしている(裁判所ホームページ)⁴⁾。

(2) 剪断式破砕機の切断刃事件

大阪地裁平成25年5月23日(平成23年(ワ)第13054号)判決(裁判所ホームページ)は、剪断式破砕機の切断刃(これも消耗品であり、適宜取り替える必要がある。)の発明であり(特許第4210537号「剪断式破砕機の切断刃」)、本件特許には、当該切断刃が取り付けられた剪断式破砕機というようなコンビネーション発明のクレームは存在しない(請求原因となっている

のは請求項1であるが、他に請求項2～4があり、それらもすべて切断刃の発明である。)

被告は、相手方のサブコンビネーション（剪断式破碎機）側の構成も、本件発明（剪断刃発明）の構成要件であるとして技術的範囲の充足論で争った。被告製品は剪断刃自体である。被告の論旨は、剪断刃の発明であっても、そのクレーム記載中に剪断式破碎機が登場している以上、その構成をも備える剪断刃でなければならぬと主張しているようにも伺えるところ、もしそうであるとすれば、もはや剪断刃の発明ではなく、剪断刃が取り付けられた剪断式破碎機の発明として技術的範囲を画定しなければならないということになって、発明が違うものになってしまうように思われる。

これに対し、判決は、あくまでも剪断刃の発明であり、剪断刃にかかる構成部分で被告製品と対比すべきものとの立場から被告の主張を排し、被告製品は本件発明（請求項1）の技術的範囲に属するものと判断し、侵害を認定している（なお、本件では無効の抗弁は提出されていない。)

判決を概観する限りでは、本件は効率よく剪断刃を交換できるようにするための剪断刃側の特徴的な構成要件を被告製品も備えている点には争いが無いようである（判決で、構成要件B⑦と分説されている「該固定ボルト孔の内面から半径方向に拡径する環状凹部で形成した係合部を具備させた」という構成要件⁵⁾。

10. 2 サブコンビネーション発明の創作性

インクタンク事件においては、インクタンク側（サブコンビネーション発明）に発光部や制御部といった誤搭載を検知するための（技術的課題を解決することに直結する）固有の構成要件が存在した。そのため、サブコンビネーション発明自体に、コンビネーション発明の発明性に全面的に依存しない創作性が認められるもの

であった。また、前記の剪断刃事件でも、剪断刃の形状自体に発明性が認められるもののである⁶⁾。

10. 3 本件のゴミ貯蔵カセット発明の創作性

(1) 本件特許明細書の記載

ところが、本件では、カセット側の発明の固有の創作性の有無が不明瞭である。とりわけ乙14発明が公知技術として存在しており、回転装置の存在を意識しないものであったのかもしれないが、カセットの構造自体としては、さしたる差異が認められないカセットが公知であったというのである。以下、本件特許公報の発明の詳細な説明欄の記載と、乙14文献の記載を紹介する。

まず、本件特許明細書の記載は、下記のとおりである。

「【0023】

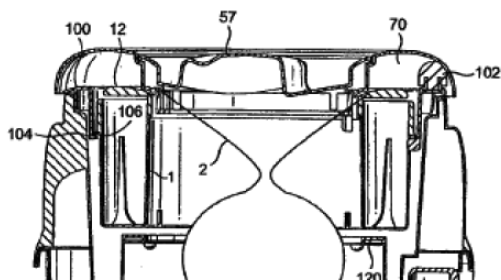
前記機器は、ハンドル102を備えた回転可能なスピナー又は円板100を含んでいる。前記円板100は、前記小室上に形成された環状リム104上で回転するように据付られている。前記カセット1は、その外壁の周囲に、前記肩104上に載っている環状フランジ106を有しており、前記袋織り2にねじりを起こさせるために、前記円板100の回転は前記カセットを回転させる。別の実施例（図示せず）では、前記カセット上の前記環状フランジ106は、前記小室それ自体に形成された構成上に置かれ、前記円板100は、前記カセット内の複数の切り欠きのような構成と係合作用をする複数の突起のような構成を含んでいる。いずれにしても、より簡単な、及び回転するためにより少ない抵抗を持つ、カセット回転手段が提供される。」

「【0026】

前記回転可能な円板とカセット装置を、図5、図6を参照して詳細に説明する。前記回転可能な円板100は、使用者による前記円板の自由な

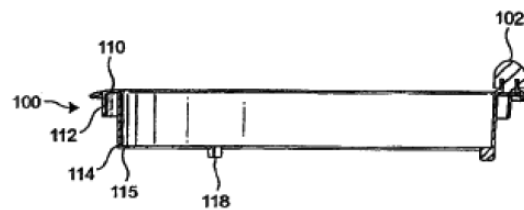
回転を容易にするために回転する、前記ハンドル102が装着されたポストを備えた上部環110を含んでいる。外側の円筒状の壁112は前記環110から垂れ下がっており、該壁の下部表面は図4に見るように前記小室の支持表面上に支持されている。内側の円筒状壁114は前記環110の内側端部から垂れ下がっており、図6から理解できるように、その基底で前記カセット1を支持する前記肩を規定する内側方向に突出した環状支持フランジ115を備えている。前記カセット1は、その外壁上に、前記支持フランジ115上に載っている外方向に突出する環状フランジ又はくちびる116を備えている。さらに、前記外側円筒状壁の下部表面から突出している突出部118は、完全な回転係合を確実にするために、前記カセット1内で凹所又は孔119に係合する。前記孔119は、例えば、製造工程中に袋織りが前記カセット内に挿入されたとき、空気を逃がすための通気孔としても役立つ。前記カセットは、その外部表面の周囲に、前記回転可能な円板100上の協同する突出部又は他の形成部と係合する複数の軸方向に方向付けられたリブを担持することができる。」

【図4】



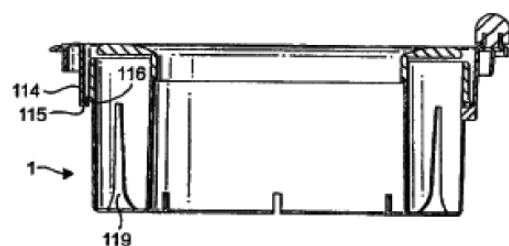
[本発明のごみ貯蔵機器の横断面図。ただし、筆者が図4の上部のみを抜粋したものである。]

【図5】

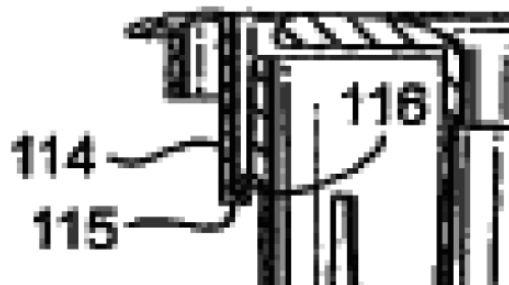


[カセットを回転させるための回転する円板の横断面図]

【図6】



[カセットを保持した図5の回転する円板の横断面図]

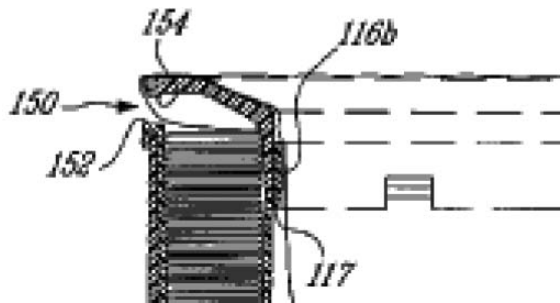


[筆者が図6の左上部を抜粋したものである。]

本件特許公報では、図面が不明瞭で、カセットを回転させるための回転円板とカセットの係合状態は、今ひとつ分かりにくい。回転円板の垂直部(144)に内側へ庇(ひさし)状の折り返し部があり(115)、それにカセット外壁に外側へ出張った部分(116)が乗っかるような態様のようなものである。これにより、回転円板内周部に嵌り込んだカセットが回転円板の回転に同期して回転するというものが基本形のようなものである。

(2) 乙14文献の記載

乙14には、下記の態様が記載されている（図4）。



〔筆者が図4の左上部を抜粋したものである。〕

これによると、回転装置が存在しない容器本体の外壁部にカセットの外周壁の上端部が外側へ折り返された部分で引っ掛けられているようである。

(3) 対 比

そうすると、筒状体のものへのカセットの吊り下げ態様という点では、本件発明も乙14もありふれた態様であって、吊り下げられる対象（相手方）が回転装置であるのか、容器本体であるかという点が異なる程度である。本件発明の態様が回転装置への吊り下げという点で、その構成にどのような特色が認められるのかは不明瞭である。

10. 4 イ号物件の構成

他方、イ号物件の構成をみれば（この点は事実認定になるので、筆者を含め、外部の者にはあまり正確な理解ができないところではあるが）、カセットの外周壁の外側に庇状に少し出っ張った箇所があり（被告構成b-5前記外側壁外周面の円周方向の等間隔の4箇所欠缺部を有する突出部）があって、その突出部において回転装置の内周における出っ張りの部分に引っ掛かって搭載できることとなり、回転装置に

回転に連れて、カセットも回転するというようなものであるらしい。

筆者が釈然としないのは、上記イ号物件の突出部が単に回転装置に乗っているだけなのか、回転装置の回転と共にカセットが同期し、追従回転できるような固有の滑り止めのような構成をも備えていたのかという点である。つまり、回転装置に乗せようが、回転しない容器本体に乗せようが、いずれも上記突出部で係合されるだけというようなものであるなら、まさに被告がいうように公知技術の実施にすぎないのではないかという点である。前述のとおり、サブコンビネーション発明には固有の創作性がなければならぬところ、本件では、それが回転装置との関係的構成要素に認められるというのが原判決の判断であり、また知財高裁の判断でもある。関連の審決取消訴訟の判決も含め、回転装置との関係的構成要素で特定されるサブコンビネーション発明であるという理解はよいとしても、それによる具体的なカセット側の構成要件（構成態様）は何かという点の疑問である。イ号物件の上記突出部が回転装置にうまく引っ掛かって、カセットの自重や、回転装置の内径とジャストフィットするとか、素材による摩擦抵抗等で、回転装置の回動力に遅れをとらず、またぐらついたりもせず、的確に追従回転するというようなものであるなら別として、本件発明は回転装置との関係的構成要素に発明性があるという捉え方をするのであれば、イ号物件についても、何か同様の回転装置の回転に追従するための滑り止め構成のようなものがあってしかるべきかと思われた次第である。

この点、判決文では、この点は、甲40や甲55、弁論の全趣旨からイ号物件はそのような動きをするものであると認定されており、また、原判決は、前記引用のとおり、「すなわちゴミ貯蔵用カセットをごみ貯蔵機器に吊り下げて使用しないタイプのごみ貯蔵機器（MARK II）

に限定して製造販売しているわけではなく、むしろ、自ら積極的にゴミ貯蔵機器に吊り下げて使用するタイプのごみ貯蔵機器にも適合するものとしてイ号物件を製造販売しているのであり(甲1)」と認定しているので、回転装置の回転に追従するようなものであることは間違いないのであろう。しかし、そのためにイ号物件がいかなる従来技術にはない特徴的な構成を備えているのかという点では、上記突出部があるから、ということ以上の説明はない。

なお、本件の事案とは少し離れるが、例えば、被告が回転装置を備えないタイプのごみ貯蔵機器(紙おむつ処理ポット)も併売していて、それ用のカセットということで販売していたものが、たまたま回転装置を備えるタイプのものにも適合するというような場合、本件特許の出願前から販売しているカセットが、本件特許の成立により、侵害品になるというのは奇異なことのように思われる。このようなことから、イ号物件においても、回転装置を備えるタイプのものへ適合させる従来品にはない、何らかの構成上の特徴が具備されていてしかるべきかと思われた次第である。

10. 5 用途限定

本件で被告は、本件発明は回転装置を備えるゴミ貯蔵機器(紙おむつ処理ポット)に用途限定されたものであり、回転装置を備えないゴミ貯蔵機器(紙おむつ処理ポット)にも適合するイ号物件は、その点において本件発明の技術的範囲に属さない(回転装置との関係的構成要件を充足しない)という反論をしている。

しかし、まず本件発明が、いわゆる用途発明であると理解することはできない。用途発明とは、既知の物の新たな属性を見つけ出し、その属性が新たな用途に使用できることを見つけ出したことに基づく発明であるとされる⁷⁾、⁸⁾。

用途発明の特許権の効力(禁止権)が及ぶ範

囲をどのように解するのかという点は措くとして、少なくとも本件発明が、回転装置を備えるゴミ貯蔵機器への用途を見出したという点に発明性が認められて特許されたものとは思われない。本件発明の特許請求の範囲や明細書において、回転装置を備えるゴミ貯蔵機器用のカセットとしての特有の具体的な構成が開示されているのかという疑問もあるが(「係合」や「吊り下げ」という機能的表現はある。)、回転装置との関係的構成要件は、本件発明が念頭におく使用局面、使用態様の説明というような意味合いのものに感じられる。その限りにおいて、特許が有効である以上、その使用局面、使用態様にも適合するものとしてイ号物件が販売等されているのであれば、たとえ他の公知の使用局面、使用態様にも適合するものであったとしても、やはり侵害と判断される方向にはなろう。

10. 6 公知技術の抗弁

被告は、イ号物件は、乙14発明の構造をすべて備えるものであり、また回転装置を備えないゴミ貯蔵機器(紙おむつ処理ポット)にも適合するものであるから、それに対して本件発明1の禁止権を及ぼすのはおかしいと主張している。これに対し、原判決は、そのようなタイプの商品は、平成18年には販売が終了しており、平成21年11月以降のイ号物件の販売分について禁止権を及ぼすのは、特に被告側でどれくらいの数量が回転装置を備えないものの交換カセットとして販売されたのかを明らかにしない限り、全数量を侵害品であるとカウントしてもよいとしている⁹⁾。

しかしながら、紙おむつ処理ポットのような商品は、素材や構造からして、比較的耐用年数が長く、保育所等の施設はもとより、何人かの子育てをする一般家庭においては、最初の子が生まれたときに購入して、それを下の子(弟や妹)の子育てのときにも使用するのが通例であ

ろうかと思われる。また下の子がおむつの時期を脱してもはやその家庭で不要になった場合には、親戚知人へ譲渡するというも行われることかと思われる。電子機器のような数年で陳腐化して買い換えが行われるようなものではないという意味において、カセット回転装置が存在しない全体装置（容器本体）も少なからず社会に残存し、それが使用に供されているのではないかと想像される。そうしたときに、具体的な反証がないとしてイ号物件の侵害期間中の販売数量の全量が回転装置付きのものに使用されるものと判断されたのは、実態と齟齬が生じている可能性は払拭できない。

10. 7 間接侵害

本件では、コンビネーション発明の間接侵害（特101条2号）も主張されており、商品として「ゴミ貯蔵機器（紙おむつ処理ポット）」と「カセット」とが（少なくとも初めて購入する者に対しては）一緒に販売されるものであるということは理解できるものの、やはり一般需要者の手による消耗品であるカセットの交換行為が「カセット付きゴミ貯蔵機器（紙おむつ処理ポット）」の生産にあたるというのは違和感があり、原判決の判断は相当であろう。なお、これについては、消尽に関する最高裁平成19年11月8日判決（インクカートリッジ事件）が、特許権が消尽しない場合に於ける特許製品の再生産に該当する場合の考慮要素について、「上記という特許製品の新たな製造に当たるかどうかについては、当該特許製品の属性、特許発明の内容、加工及び部材の交換の態様のほか、取引の実情等も総合考慮して判断するのが相当であり、当該特許製品の属性としては、製品の機能、構造及び材質、用途、耐用期間、使用態様が、加工及び部材の交換の態様としては、加工等がされた際の当該特許製品の状態、加工の内容及び程度、交換された部材の耐用期間、当該部材

の特許製品中における技術的機能及び経済的価値が考慮の対象となるというべきである。」と判示していることと平仄を合わせているものと解される^{10), 11)}。

11. おわりに

いずれにせよ、侵害対象とされるサブコンビネーション発明が、それ単独の構成や工程に発明性が認められる場合については特段の問題はないが、コンビネーション（全体装置やシステム全体）で発明性が認められる場合のサブコンビネーション発明において、サブコンビネーション発明自体の発明性がコンビネーション発明の発明性に多分に依存しているのではないかとと思われるような場合には、侵害論で慎重な判断が求められるべきであろう。

なお、損害論は本稿の検討対象ではないが、特許法102条2項が原告の実施が必ずしも必要とされるものではない旨の控訴審判決の判断には賛成する。もっとも、具体的な金額算定においては、イ号物件の回転装置との関係が明確ではないにせよ、乙14発明が公知技術として存在したこと（サブコンビネーション発明の創作性が高いとはいえないこと）や、回転装置を備えないゴミ貯蔵機器（紙おむつ処理ポット）用の交換カセットとしての需要も現実には相当程度ありそうに思われる点などに照らし、寄与率減額等の手法で金額調整の余地があったようにも思われる。

注 記

- 1) 「特許性判断におけるクレーム解釈に関する調査研究報告書」（（一般財団法人）知的財産研究所平成25年2月）104頁参照。
- 2) 高林龍＝三村量一＝竹中俊子代表編集「現在知的財産法講座Ⅱ知的財産法の実務的発展」116頁以下、三村量一「システム発明に係る特許権の消尽」参照。
- 3) <http://www.combi.co.jp/products/diaper/>

kurupoi/

- 4) 都築英寿＝中辻七朗「平成22年(行ケ)第10056号事件とサブコンビネーション発明の進歩性(容易想到性)について」(特許2011, Vol.64, No.7) 参照。
- 5) 環状カッター事件(大阪地裁平成13年3月1日判決 平成10年(ワ)第7820号・同年(ワ)第11259号裁判所ホームページ)は、穿孔装置(に装着されるアーバーというカッターの取り付け具)に装着する環状カッターの発明の特許権侵害訴訟であるが、特許権者側からの製造販売等の差止請求と損害賠償請求を認容している。本件は、環状カッターを装着した穿孔装置というようなコンビネーション発明の請求項は存在せず、環状カッターのみの請求項である。このような交換部材や消耗品の発明をサブコンビネーション発明と称するかどうかは別として、特許請求の範囲の記載には、特定構造のアーバーが記載され、それに取り付ける環状カッターという記載ぶりになっているので、相手方のサブコンビネーションとの関係性が謳われている発明ではある。
- 6) 前掲注5)の環状カッターも、その構造に技術的特徴が存在するものである。
- 7) 中山信弘「特許法〔第二版〕」(平成24年弘文堂)138頁参照。また特実審査基準第Ⅱ部第2章(新規性・進歩性)1.5.2(2)(注1)参照。
- 8) 井関涼子「用途発明の新規性判断の基準(「スーパーオキサイドアニオン分解剤」事件をめぐって)」L&T60号(2013年7月号)44頁以下参照。
- 9) 原判決は、回転装置を備えないゴミ貯蔵機器(紙おむつ処理ポット)に使用されるカセットは、侵害と評価できないという前提に立っているようである。損害額算定の推定覆滅事由として考慮し得るということであろうか。
- 10) 本稿適示のインクタンク事件(液体供給システム事件)の侵害訴訟の東京地裁判決(平成21年(ワ)第3529号及び第3527号外4件の併合事件)は、直接侵害を認定し、さらに特許法101条2号の間接侵害も認定している。同判決は、「インク供給システムの発明において、インクタンクは、プリンタ装置本体と同等に重要な構成要素(主要な部品)であるといえ、その主要な部品を新たなものに交換する行為は、修理等の域を超えて、実施対象を新たに生産するものと考えられるから、被告製インクタンクを原告製プリンタに装着する行為は、インク供給システムの新たな生産とみなすことができ、本件特許権2は消尽していないと解するのが相当である。」と判示しており、消耗品であるインクカートリッジをユーザーが装着する行為を、システム(全体装置)の生産に該当するとしている。筆者としては、本判決(ゴミ貯蔵機器事件判決)の生産には当たらないとした判断の方が馴染める。
- 11) システム発明と消尽論の問題については、前掲注2)の文献参照。消尽論について詳細に検討され前注インクタンク事件判決を紹介しつつ、詳細に検討されている。

(原稿受領日 2013年6月15日)